

各県立高等学校長 殿

教育長総務課長

高等学校等就学支援金の支給限度額を超える場合の授業料等の減免について（通知）

県立高等学校の授業料又は受講料（以下「授業料等」という。）の徴収に係る事務については、「山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年 3 月県条例第18号。以下「条例」という。）」、「山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則（昭和44年 7 月教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）」及び「山形県立高等学校授業料等減免取扱要綱（昭和52年 3 月県教育委員会教育長通知。以下「要綱」という。）」等により取り扱っているところですが、この度、定時制及び通信制の生徒が「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）」第 3 条の受給資格を有しているにも関わらず、法第 5 条に規定する支給限度額を超える場合、条例第 8 条中「その他休学等やむを得ない事情があると認めるとき」に該当するものとして、当該生徒の申請により授業料等を減免できることとし、その取扱いについては、下記に留意し取り扱われるようお願いいたします。

記

1 減免対象者

法第 3 条の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒

- (1) 減免を受けようとする年度（以下「当該年度」という。）に履修する科目の単位数が30を超える場合
- (2) 当該年度の前年度までに履修した科目の単位数及び当該年度に履修する科目の単位数の合計が74を超える場合

2 減免の申請

上記 1 に該当し、授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 5 条第 1 項の規定に関わらず、「授業料等減免申請書兼同意書（別記様式第 1 号）」に上記 1 に該当することを証する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、当該申請者の在籍する県立高等学校の学校長を経由し、山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請を行うものとする。

ただし、就学支援金の受給資格認定申請又は収入状況届出において、課税証明書等を既に山形県教育委員会に提出している者は、当該課税証明書等の添付を省略することができるものとする。

4 減免の期間

減免の期間は、当該年度のうち、就学支援金の受給資格を有する期間とする。

5 減免の額

法第5条第1項に規定する授業料等の月額のうち、同項に規定する支給限度額を超える部分に相当する額を減免する。

ただし、山形県公立高等学校学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を受給できる場合は、減免する額から学び直し支援金の額を控除する。

6 減免の決定及び通知

教育長は、「授業料等減免申請書兼同意書」を受理した時は、規則第7条の規定に関わらず、その内容を審査のうえ授業料等の減免の適否を決定し、「授業料等減免通知書（別記様式第2号）」により、学校長を経由して当該申請者に通知するものとする。

7 当該年度の前年度までに履修した科目の単位数が74単位を超える者の収入状況の届出

当該年度に授業料等の減免を受けている者（以下「被減免者」という。）で、当該年度の前年度までに履修した科目の単位数が74単位を超える者は、当該年度の7月に就学支援金の収入状況届出に準じて、教育長に収入状況を届け出るものとする。

8 減免の取消し

教育長は、7月の就学支援金の収入状況届出（上記7による届出を含む）又は保護者等の変更や税額の更生等による収入状況の変更により、被減免者の就学支援金の受給資格が消滅したときは、減免を取り消すものとし、「授業料等減免取消通知書（別記様式第3号）」により学校長を経由して被減免者に通知するものとする。

9 就学支援金の支払いの一時差止めに伴う減免の一時中断

既に就学支援金の受給資格を有する者が正当な理由なく届出書等を提出しないことにより、就学支援金の支払いを一時差し止めたときは、併せて授業料等の減免も一時中断するものとする。

10 減免期間中に休学又は留学した場合の取扱い

減免期間中に休学又は留学した場合は、就学支援金の支給停止の手続き及び規則第4条から第7条の規定による授業料等の全額減免の手続きをするとともに、支給限度額を超える部分に相当する額の減免は取り消すものとする。

また、復学による就学支援金の支給再開時には、改めて支給限度額を超える部分に相当する額の減免決定をするものとする。

11 適用

本通知は、平成30年度の授業料等から適用する。

山形県教育委員会教育長 殿

住 所
 申請者
 県立 高等学校 制の課程
 (科) 学年 (部)
 氏 名 ㊟
 保護者 氏 名 ㊟
 氏 名 ㊟

授業料等減免申請書兼同意書

下記により授業料（受講料）を減免して下さるよう申請します。

記

減免を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで			
在学期間	年 月 日～			
うち休学期間等	年 月 日～ 年 月 日			
過去に在学していた学校の名称・課程 <small>※ 複数ある場合は余白に記入してください</small>	立 高等学校 (①全日制 ②定時制 ③通信制) <small>※ いずれかを○で囲んでください</small>			
在学期間	年 月 日～ 年 月 日			
うち休学期間等	年 月 日～ 年 月 日			
個人情報保護に関する同意	<p>私は、授業料等減免の審査のため、下記の事項について同意します。</p> <p>1 学校長が在籍学校名、氏名、年齢、住所を県又は市町村の福祉に関する事務所へ提供し、生活保護費の受給状況について確認を求めること。</p> <p>2 就学支援金（学び直し支援金を含む）の審査のために山形県教育委員会教育長に提出した課税証明書等を授業料減免審査に利用すること。</p> <p>申請者 氏 名 ㊟ 保護者 氏 名 ㊟ 氏 名 ㊟</p>			
学校記入欄				
就学支援金の受給資格認定年月	年 月 認定番号 []			
前年度までに履修した単位数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">当該年度の就学支援金の支給対象単位数</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;">当該年度に履修する単位数</td> </tr> </table>	当該年度の就学支援金の支給対象単位数		当該年度に履修する単位数
当該年度の就学支援金の支給対象単位数		当該年度に履修する単位数		
授業料等の月額	[] 円 ÷ [] 月 × [] 単位 = [] 円			
就学支援金の支給限度月額	[] 円 ÷ [] 月 × [] 単位 = [] 円			
学び直し支援金の支給月額	[] 円			
減免月額	[] 円			
年 月 日 学校長 ㊟				

様

山形県教育委員会教育長

授業料等減免通知書

年 月 日付けで申請のあった授業料（受講料）の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 減免の適否 適 ・ 否

2 決定番号及び決定年月日

3 減免する授業料等の月額及び期間

年4月	年5月	年6月	年7月	年8月	年9月
円	円	円	円	円	円
年10月	年11月	年12月	年1月	年2月	年3月
円	円	円	円	円	円

- ※1 前年度までに履修した科目の単位数が74単位を超えるため、7月の就学支援金の収入状況の届出をしない者であっても、当該減免の適否を審査する必要があるため、就学支援金の収入状況の届出に準じて教育長に届出すること。
- ※2 保護者等の変更や税額の変更等による収入状況の変更があった場合は、速やかに就学支援金の届出等を行うこと。
- ※3 当該減免の期間中に休学又は留学する場合は、別途就学支援金の支給停止及び授業料等減免の申請をすること。

様

山形県教育委員会教育長

授業料等減免取消通知書

年 月 日付け第 号で通知した授業料（受講料）の減免について、下記のとおり取り消しましたので、通知します。

記

- 1 決定番号及び決定年月日
- 2 減免を取り消す理由
- 3 減免を取り消す授業料等の月額及び期間

年4月	年5月	年6月	年7月	年8月	年9月
円	円	円	円	円	円
年10月	年11月	年12月	年1月	年2月	年3月
円	円	円	円	円	円

(備考)

既に減免をした授業料等の月額及び期間

年4月	年5月	年6月	年7月	年8月	年9月
円	円	円	円	円	円
年10月	年11月	年12月	年1月	年2月	年3月
円	円	円	円	円	円

(参考) 想定される具体的事例

- ① 就学支援金を受給している生徒のうち、74単位を超える部分の授業料等を減免する。

例：平成26年4月に霞城学園（定時制）に入学し、履修単位数が下記のような生徒の場合

	H26～H28	H29	計	備考
在学期間	36月	12月	48月	
履修単位数	70単位	24単位	94単位	H29は74-70=4単位が就学支援金の対象

H29 授業料の月額 $1,620円 \div 12月 \times 24単位 = 3,240円$
 就学支援金の支給月額 $1,740円 \div 12月 \times 4単位 = 580円$
 減免月額 $3,240円 - 580円 = \underline{2,660円}$

- ② 在学期間が限度に達していない（正規の修学年限以内）であり、所得要件も満たしているが、74単位を超えているために就学支援金を受給できない生徒についても、授業料を減免する。

例：平成26年4月に霞城学園（定時制）に入学し、履修単位数が下記のような生徒の場合

	H26～H28	H29	計	備考
在学期間	36月	12月	48月	
履修単位数	80単位	24単位	104単位	H29は24単位全てが就学支援金の対象外

H29 減免月額 $1,620円 \div 12月 \times 24単位 = 3,240円$

※ このケースの場合、7月の就学支援金の収入状況届出をする必要がないため、別途減免審査のために収入状況届出をして貰う必要がある。

- ③ 所得要件を満たしているが、在学期間が限度に達した生徒は、授業料を減免しない。

例：平成26年4月に霞城学園（定時制）に入学し、平成26年10月～平成27年3月（6月）休学して留年した生徒が、平成30年度も引き続き在学する場合（平成29年度は在学期間が限度に達しないため、就学支援金の対象）

	H26～H29	H30	計	備考
在学期間	48月～6月	12月	54月	H30は6月が就学支援金の対象
履修単位数	70単位	24単位	94単位	H30は6月のみ、4単位が就学支援金の対象

H30 授業料の月額 $1,620円 \div 12月 \times 24単位 = 3,240円$
 4月～9月の就学支援金の支給月額 $1,740円 \div 12月 \times 4単位 = 580円$
 4月～9月の減免月額 $3,240円 - 580円 = \underline{2,660円}$
 10月～3月は減免なし

- ④ 一度退学し、再入学した生徒については、74単位及び48月を超える部分について「学び直し支援金」の支給を受けることが可能である。こうした「学び直し支援金」の対象となる生徒については、上記①～②の要件を満たしていても、まずは「学び直し支援金」の支給を受けることとし、原則的に減免の対象とはしない。ただし、「学び直し支援金」を受給しているが、支給限度月額（定時制：2,700円、通信制：520円）を超えて自己負担が生じている場合に限り、当該自己負担部分のみを減免する。

例1：平成25年4月に新庄北（定時制）に入学したが6か月で12単位を履修して退学。平成26年4月に霞城学園（定時制）に再入学した下記の生徒の場合

	H25	H26～H28	H29	計	備考
在学期間	6月	36月	12月	54月	H29は48-6-36=6月が就学支援金の対象
履修単位数	12単位	60単位	24単位	96単位	H29は74-12-60=2単位が就学支援金の対象

H29 授業料の月額 $1,620円 \div 12月 \times 24単位 = 3,240円$
 4月～9月の就学支援金の支給月額 $1,740円 \div 12月 \times 2単位 = 290円$
 4月～9月の学び直し支援金支給月額（限度額） 2,700円
 4月～9月の減免月額 $3,240円 - 290円 - 2,700円 = 250円$
 10月～3月は減免なし（就学支援金が切れたら減免も終了）

	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3
就学支援金	290	290	290	290	290	290	—	—	—	—	—	—
学び直し	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
減免	250	250	250	250	250	250	—	—	—	—	—	—
自己負担	0	0	0	0	0	0	540	540	540	540	540	540

例2：平成25年4月に新庄北（定時制）に入学し、70単位を履修して平成28年9月に退学したが、平成29年7月に霞城学園（通信制）に再入学した下記の生徒の場合

	H25.4～H28.9	H29.7～H30.3	計	備考
在学期間	42月	9月	51月	H29は48-42=6月が就学支援金の対象
履修単位数	70単位	26単位	94単位	H29は74-70=4単位が就学支援金の対象

H29 受講料の月額 $300円 \div 9月 \times 26単位 = 866円$ （要端数調整）
 4月～12月の就学支援金の支給月額 $336円 \div 9月 \times 4単位 = 149円$
 4月～3月の学び直し支援金支給月額（限度額） 520円
 4月～12月の減免月額 $866円 - 149円 - 520円 = 197円$
 1月～3月は減免なし（就学支援金が切れたら減免も終了）

	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3
就学支援金				149	149	149	149	149	149	—	—	—
学び直し				520	520	520	520	520	520	520	520	520
減免				197	197	197	198	198	198	—	—	—
自己負担				0	0	0	0	0	0	347	347	347
計※				866	866	866	867	867	867	867	867	867

※ 年度の途中で通信制に入学した場合、受講料を履修月数で割って月額換算するため、適当な月で1円上乗せして端数調整する必要がある。

⑤ 就学支援金を受給している生徒のうち、年間30単位を超える部分の授業料等は減免する。

例1：平成29年4月に霞城学園（定時制）に入学し、履修単位数が下記のような生徒の場合

	H29	備考
在学期間	12月	
履修単位数	36単位	H29は32-30=6単位が就学支援金の対象

H29 授業料の月額 $1,620円 \div 12月 \times 36単位 = 4,860円$
 就学支援金の支給月額 $1,740円 \div 12月 \times 30単位 = 4,350円$
 減免月額 $4,860円 - 4,350円 = \underline{510円}$

例2：平成29年4月に霞城学園（定時制）に入学し、履修単位数が下記のような生徒の場合は減免する必要がないので注意すること。

	H29	備考
在学期間	12月	
履修単位数	32単位	H29は32-30=2単位が就学支援金の対象

H29 授業料の月額 $1,620円 \div 12月 \times 32単位 = 4,320円$
 就学支援金の支給限度月額 $1,740円 \div 12月 \times 30単位 = 4,350円$
 授業料の月額が就学支援金の支給限度月額を下回っているため、就学支援金の支給月額は4,320円となり、減免の必要なし。